

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	一
○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(商工経営支援課)	一
告 示		
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○認証食品の認証	(食産業振興課)	五
○道路の区域変更	(道 路 課)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○土地改良事業計画の認可	(北部地方振興事務所)	六
公 告		
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		一〇
○資金管理団体の届出		一〇
○資金管理団体の届出事項の異動届		一〇

ページ

規 則

○資金管理団体の指定取消しの届出

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生取締条例施行規則(昭和三十年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号11イ中「飲用適の水」を「食品製造用水」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
第四条第五項及び附則第七項中「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

別表第一の三の項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。）」に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンター悠里荘	亶理郡亶理町東郷百六十番地	社会福祉法人日就会	亶理郡亶理町逢隈鹿島字北鹿島四百六番地一	平成二十七年二月一日
桜坂サロン	名取市相互台東一丁目六番十一	ヒーロマイトリー株式会社	名取市相互台一丁目三番地五	平成二十七年四月十三日

二 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひだまり	白石市銚子ヶ森二十六番一	社会福祉法人栄世会	白石市銚子ヶ森二十六番一	平成二十七年四月三日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
合同会社富ヶ丘居宅介護支援事業所	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十六番五号ハウスレジエ ンド二〇三	合同会社富ヶ丘居宅介護支 援事業所	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十六番五号ハウスレジエ ンド二〇三	平成二十七年二月一日
まごころケアプラン結い	大崎市古川字上古川百六十五番九	株式会社昭和タクシー	大崎市古川字上古川屋敷七十七番地一	平成二十七年四月一日

四 地域密着型介護老人福祉施設支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

ひだまり	白石市銚子ヶ森二十六番一	社会福祉法人栄世会	白石市銚子ヶ森二十六番一	平成二十七年四月三日
------	--------------	-----------	--------------	------------

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社東北福祉サービス	名取市大手町五丁目十二・五大手町ビル	有限会社東北福祉サービス	名取市高館吉田字前沖六十六番地三十三	平成二十七年二月一日

六 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳字川北堤下二十七	平成二十六年十月一日

七 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳字川北堤下二十七	平成二十六年十月一日

八 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳字川北堤下二十七	平成二十六年十月一日

九 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンター悠里荘	亶理郡亶理町東郷百六十番地	社会福祉法人日就会	亶理郡亶理町逢隈鹿島字北鹿島四百六番地一	平成二十七年二月一日
桜坂サロン	名取市相互台東一丁目六番十一	ヒーロマイトリー株式会社	名取市相互台一丁目三番地五	平成二十七年四月十三日

十 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七	医療法人財団弘慈会	栗原市若柳字川北堤下二十七	平成二十六年十月一日

十一 介護予防短期入所生活保護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひだまり	白石市銚子ヶ森二十六番一	社会福祉法人栄世会	白石市銚子ヶ森二十六番一	平成二十七年四月三日

○宮城県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧 広域介護サービス登米	登米市登米町寺池前舟橋四十九番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市追町佐沼字光ヶ丘百四十番地二	平成二十七年四月一日
新 登米市登米町寺池核小路八十九番地 桜テラス川内一〇二号室				
旧 居宅介護支援事業所イークアル	栗原市築館芋埴柿木原十七番地	株式会社イークアル	栗原市築館芋埴柿木原十七番地	平成二十七年四月一日
新 栗原市築館字下宮野町浦五―三 自治ビル二階				
旧 グループホームぼらん	気仙沼市田中前四―七―三	社会福祉法人千香会	気仙沼市東新城一丁目三―三	平成二十七年四月一日
新 気仙沼市東新城一丁目三―三				

○宮城県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
セントケア訪問リハビリステーション石巻あけぼの	石巻市茜平二丁目一番地七	セントケア宮城株式会社	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成二十七年三月三十一日
あけぼのひまわり訪問看護ステーション	石巻市あけぼの三丁目一番五号	医療法人社団健育会	訪問看護、介護予防訪問看護	平成二十七年三月三十一日
縁側カフェ りら	塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人 sea son	通所介護、介護予防通所介護	平成二十七年一月三十一日
アマिका大崎介護センター	大崎市古川李埴字山王十一番一号	株式会社HCM	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十七年三月三十一日

○宮城県告示第五百五十八号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百十一	しそ巻き(みそ)	株式会社七福 代表 佐々木 淳	株式会社七福	大崎市三本木字西沢十八番地
百八十	しそ巻き(みそ)	株式会社七福 代表 佐々木 淳	株式会社七福	大崎市三本木字西沢十八番地
二百八	しそ巻き(みそ)	株式会社七福 代表 佐々木 淳	株式会社七福	大崎市三本木字西沢十八番地

二 認証年月日

平成二十七年五月十二日

○宮城県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 神取河北線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
前A	後A	前A	五・三	二七六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前B	後B	五・三 七・七	二七六・〇	
石巻市小船越字下谷地八番二地先から 同市小船越字下谷地三一番地先まで			九・五 一〇・八	二八二・四	

○宮城県告示第五百六十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画都市高速鉄道

2 名称 第四号 仙台市高速鉄道東西線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鬼首土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十七年五月十一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市みどり台二丁目四番一

仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

大和ハウス工業株式会社

支配人 岡田 恵吾

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県七ヶ浜町境山二丁目百一、百二十七、百四十八番五の一部、百八番一の一部、百九番、百十三番七の一部

株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市下余田字中荷六百五十九番一、六百五十五番四の一部

名取市増田五丁目九番二十六号

有限会社不動産弘商

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

相沢くにこ後援会 安達 貞子 相澤 正彬 角田市角田字町一〇〇

あべたかおと仙台市 安部 孝雄 安部 敬子 仙台市泉区南光台二一一一、二八

政の会 天野秀実後援会 山田 浩志 早坂 展 加美郡色麻町王城寺字下除六四一

平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年 平成二十七年

(一) 政党の支部

○宮選管告示第五十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

大庭まさひろ後援会	大庭 雅寛	大庭 雅寛	仙台市泉区八乙女二一六一二	平成二十七年四月二十一日
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	佐藤 能文	柴田郡大河原町西浦三二二	平成二十七年四月二十二日
金子透後援会	佐藤 肇	金子せい子	黒川郡富谷町富谷字町六六	平成二十七年四月二十七日
紺野すみお後援会	紺野 澄雄	黒澤 修	白石市西益岡町一〇一四	平成二十七年四月十三日
佐藤勇後援会	千葉 恭一	黄海 栄悦	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦九五	平成二十七年四月十日
鈴木美智子後援会	菊地 功	菊地 健二	伊具郡丸森町字花田七九一八	平成二十七年四月六日
高橋たてお後援会	保志 隆夫	保志 隆夫	亘理郡山元町八手庭字横山一六	平成二十七年四月二十三日
高橋義雄後援会	菅原 高雄	岩渕 敬一	栗原市若柳有賀字峯一〇四	平成二十七年四月一日
地域政党 輝くまち	柳橋 邦彦	小野寺淳一	仙台市若林区卸町三一六一一三	平成二十七年四月一日
西田嘉博後援会	西田 嘉博	尾形 博美	黒川郡富谷町富ヶ丘四一九一六	平成二十七年四月六日
平井みどりと歩む会	平井 緑子	平井 緑子	仙台市宮城野区燕沢東一三二二	平成二十七年四月九日
保科善一郎後援会	成沢 一男	古山 文夫	白石市斎川字御案内屋敷二二	平成二十七年四月二十八日
「真山祐一」沢中応援団	袖澤 勝義	三浦 秀雄	仙台市青葉区芋沢字畑前北三二	平成二十七年四月二十四日
武藤広一後援会	日下 徳彦	日下 良一	角田市毛萱字平吾一	平成二十七年四月二十七日
山崎哲後援会	山崎 哲	山崎 寛水	気仙沼市赤岩館森五一	平成二十七年四月二十七日

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
維新の党宮城県総支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一三二二	仙台市若林区六丁の目南町一四〇	平成二十七年四月六日
自由民主党宮城県衆議院支部	会計責任者の氏名	浅野 学	矢倉 尚典	平成二十七年四月八日
日本共産党仙台東地区委員会	会計責任者の氏名	佐藤 峰夫	佐藤 克之	平成二十七年三月三十日
日本共産党宮城県東部地区委員会	会計責任者の氏名	鈴木 実	渡邊 昌明	平成二十七年三月三十日
民主党宮城県第6区総支部	代表者の氏名	安住 淳	鎌田さゆり	平成二十七年四月十六日
(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
伊藤よしあき後援会	代表者の氏名	安齋 久治	宍戸 良雄	平成二十七年四月十三日
岡崎たかし後援会	主たる事務所の所在地	柴田郡大河原町字西浦三二二	柴田郡大河原町大谷字町向一〇三一二三	平成二十七年四月二十一日
岡部恒司後援会	代表者の氏名	後藤 潮	伊藤 祐之	平成二十七年四月十日
岡部恒司を育てる会	会計責任者の氏名	目黒 裕子	大久保 道	平成二十七年四月十日
佐藤博後援会	代表者の氏名	吉田 健	野村 富夫	平成二十七年四月一日
高橋義雄後援会	会計責任者の氏名	岩渕 敬一	高橋 博	平成二十七年四月一日
田村みのる後援会	代表者の氏名	花渕 政市	加藤 誠一	平成二十七年四月二十八日
日本共産党泉区後援会	主たる事務所の所在地	仙台市泉区八乙女中	仙台市泉区市名坂字町八五	平成二十七年四月二十八日
萩原達雄後援会	政治団体の名称	萩原達雄後援会	萩原達雄を育てる会	平成二十七年四月三日
細川健也後援会	代表者の氏名	齊藤 久	及川 孝志	平成二十七年

氏名	代表者の氏名	解散年月日	(資金管理団体)
松野ひさお後援会 の氏名 代表者 二瓶 晃一	松野 久郎	平成二十七年 四月二十三日	平間たかし後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 平間 孝士
宮城県日本共産党後援 会計責任者 矢野 周二	鈴木 玉雄	平成二十七年 三月三十日	資金管理団体の届出に係る公職の種類 大河原町 議会議員
わたなべ俊一後援会 代表者 横倉 純	松田 峰治	平成二十七年 四月二日	報告年月日 27. 3. 12 (27. 4. 5 解散)
○宮選管告示第五十六号			1 収入総額 0
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。			2 支出総額 0
平成二十七年五月十九日			(その他の政治団体)
	宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝		相沢くにご後援会 報告年月日 27. 4. 28 (27. 3. 31解散)
(一) 政党の支部			1 収入総額 0
政治 団体の 名称	代表者の氏名	解散年月日	2 支出総額 0
次世代の党宮城県支部連合会	中野 正志	平成二十七年三月三十一日	岡崎たかし後援会 報告年月日 27. 4. 21 (27. 3. 31解散)
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	代表者の氏名	解散年月日	1 収入総額 0
政治 団体の 名称			2 支出総額 0
相沢くにご後援会	安達 貞子	平成二十七年三月三十一日	佐藤勇後援会 報告年月日 27. 4. 10 (27. 3. 31解散)
泉区都市問題研究会	斉藤 武彦	平成二十七年三月三十一日	1 収入総額 0
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	平成二十七年三月三十一日	2 支出総額 0
佐藤勇後援会	千葉 恭一	平成二十七年三月三十一日	高橋義雄後援会 報告年月日 27. 4. 1 (27. 4. 1 解散)
高橋義雄後援会	菅原 高雄	平成二十七年四月一日	1 収入総額 0
平間たかし後援会	平間 孝士	平成二十七年四月五日	2 支出総額 0
○宮選管告示第五十七号			○宮選管告示第五十八号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと おり公表する。			政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと おり公表する。
平成二十七年五月十九日			平成二十七年五月十九日
	宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝		宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)		
(政党の支部)		
次世代の党宮城県支部連合会		
報告年月日	27. 4. 23 (27. 3. 31解散)	
1 収入総額	7,289,448	
本年収入額	7,289,448	
2 支出総額	7,289,448	
3 本年収入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,289,448	
次世代の党本部	7,289,448	
4 支出の内訳		
経常経費	4,496,218	
人件費	3,100,000	
備品・消耗品費	499,124	
事務所費	897,094	
政治活動費	2,793,230	
組織活動費	118,980	
選挙関係費	1,404,248	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,255,350	
宣伝事業費	1,255,350	
調査研究費	14,652	
(資金管理団体)		
平岡たかし後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 平岡 孝士		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 大河原町議会議員		
報告年月日	27. 3. 5 (27. 4. 5解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
(その他の政治団体)		
相沢くにご後援会		
報告年月日	27. 4. 28 (27. 3. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
1 収入総額	764,229	
前年繰越額	705,229	
本年収入額	59,000	
2 支出総額	764,229	
3 本年収入の内訳		
寄附	59,000	
政治団体分	59,000	
4 支出の内訳		
経常経費	38,834	
備品・消耗品費	38,834	
政治活動費	725,395	
組織活動費	35,776	
機関紙誌の発行その他の事業費	39,526	
機関紙誌の発行事業費	39,526	
寄附・交付金	650,093	
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
東北電力労働組合政治連盟		
岡崎たかし後援会		
報告年月日	27. 4. 21 (27. 3. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
佐藤勇後援会		
報告年月日	27. 4. 10 (27. 3. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
高橋義雄後援会		
		59,000 仙台市青葉区

報告年月日 27. 4. 1 (27. 4. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

次世代の党宮城県支部連合会

報告年月日 27. 4. 23 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（資金管理団体）

平間たかし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平間 孝士

資金管理団体の届出に係る公職の種類 大河原町議会議員

報告年月日 27. 4. 7 (27. 4. 5解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

相沢くにご後援会

報告年月日 27. 4. 28 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

泉区都市問題研究会

報告年月日 27. 4. 14 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

2 支出総額 0

報告年月日 27. 4. 21 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤勇後援会

報告年月日 27. 4. 10 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

高橋義雄後援会

報告年月日 27. 4. 1 (27. 4. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
安部 孝雄		仙台市議会議員	仙台市泉区南光台二一―一―二八	安部 孝雄	平成二十七年四月二十三日
平井 緑子		仙台市議会議員	仙台市宮城野区燕沢東一―三―二六	平井 緑子	平成二十七年四月九日
山崎 哲		宮城県議会議員	山崎哲後援会	山崎 哲	平成二十七年四月二十七日

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団 体の届出事 項の異動の 届出をした 者の氏名	公職の種類 名	資金管理団体の 称	異動事項	新 旧
--	------------	--------------	------	--------

武田 暁 員	角田市議会議 員	武田あきら後援会	公職の種類	角田市議會議員	宮城県議會議員
-----------	-------------	----------	-------	---------	---------

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十七年五月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団 体の指定の 取消しの際 の氏名	公職の種類 名	資金管理団体の 称	主たる事務所 の所在地	代表者の 氏名	届出年月日
平間 孝士 員	大河原町議会議 員	平間たかし後援会	柴田郡大河原町 金ヶ瀬字上川原五 〇一―二二	平間 孝士	平成二十七年 四月七日